

整理番号	教委-条申-10
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当 (06-6539-3346)
処分課（担当）名	大阪城パークマネジメント共同事業体（指定管理者）
処分の名称	大阪市立大阪城音楽堂特別設備の許可申請
概 要	大阪市立大阪城音楽堂を利用するにあたり、付属設備を使用することができ、その使用要件を示すものです。
根拠法令等 及び条項	大阪市立音楽堂条例（昭和25年4月1日条例第34号）第11条 大阪市立音楽堂条例施行規則（昭和26年（教）規則第6号）第4条 (https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
審査基準	◎次に掲げる要件をすべて満たすことが必要です。 (1) 音楽堂使用許可を受けている又は受けることができること。 (2) 音楽堂建物又は付属設備を損傷するおそれがないこと。 (3) 出演者、観客その他音楽堂内すべての人に対して安全が保たれ、危険性がないこと。 (4) 使用後原状に復することができること。
標準処理期間	7 日
経由日数	なし
提出先	大阪市立大阪城音楽堂
提出時期	随時
提出方法	随時受付にて個別対応
手数料	なし
相談窓口	大阪市立大阪城音楽堂
ホームページ	https://www.osakacastlepark.jp/ongakudo/
備 考	